

現場技術委託業務要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領</p> <p>第1～6 [略]</p> <p>第7 委託費の積算 委託費の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領(昭和54年8月日付け54林野治第2015号 [最終改正] <u>令和7年3月27日付け6林整計第673号</u>)を参考として積算する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 直接人件費 ア 現場技術員 現場技術者は技術員を適用し、次により人役を算出し計上する。</p> <p>(ア) 1工事現場当り標準現場技術業務回数 現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回</p> <p>(イ) 治山工事の場合・・・1回／3箇所 人役＝現場技術業務回数／3</p> <p>(ウ) 林道工事の場合・・・1回／2箇所 人役＝現場技術業務回数／2</p> <p>イ 管理技術者 管理技術者は、監督職員と打合わせ等を行うものとし、技師(A)を1人計上する。</p>	<p style="text-align: center;">森林整備保全事業発注者支援業務委託実施要領</p> <p>第1～6 [略]</p> <p>第7 委託費の積算 委託費の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1) 森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領(昭和54年8月日付け54林野治第2015号 [最終改正] <u>平成27年3月24日付け26林整計第861号</u>)を参考として積算する。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 直接人件費 ア 現場技術員 現場技術者は技術員を適用し、次により人役を算出し計上する。</p> <p>(ア) 1工事現場当り標準現場技術業務回数 現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回</p> <p>(イ) 治山工事の場合・・・1回／3箇所 人役＝現場技術業務回数／3</p> <p>(ウ) 林道工事の場合・・・1回／2箇所 人役＝現場技術業務回数／2</p> <p>イ 管理技術者 管理技術者は、監督職員と打合わせ等を行うものとし、技師(A)を1人計上する。</p>

現場技術委託業務要領 新旧対照表

<p>(削除)</p> <p><u>ウ</u> 超過勤務費は考慮しないこととする。</p> <p>(7) ~ (14) [略]</p> <p>第8 ~ 9 [略]</p> <p>付則</p> <p>この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 24 年 7 月 18 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><u>この要領は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>ウ</u> 1ヶ月当り現場技術業務従事日数 (20 日/月) とする。</p> <p><u>エ</u> 超過勤務費は考慮しないこととする。</p> <p>(7) ~ (14) [略]</p> <p>第8 ~ 9 [略]</p> <p>付則</p> <p>この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 24 年 7 月 18 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>[追加]</p>
---	--